

令和6年度の国民健康保険税の税率が改正されます

■改正の考え方

国民健康保険は北海道が財政運営の中心となり、全道の国保の医療費を、全道各市町村の保険税（料）と各種交付金などを財源としてまかなっています。このような中、令和12年度に全道で同じ保険税（料）となる統一保険税（料）が目指されています。

全道の各市町村の保険税（料）率は、全道の医療費と各市町村の被保険者数などによって算定される北海道の標準保険税率に基づいて各市町村によって決定されています。

福島町では、令和3年度から統一保険税に向け、北海道の試算結果と比べて増額を抑制した改正を行っており、令和6年度についても同様の改正を行っています。

■改正の内容

1. 税率改正

【単位：円、％】

区 分		現 行	令和6年度	増 減
医 療 分	所得割	7.55	7.85	0.30
	均等割	24,300	25,300	1,000
	平等割	25,200	26,000	800
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.50	2.60	0.10
	均等割	8,100	8,400	300
	平等割	5,900	7,400	1,500
介護納付金分	所得割	1.65	1.80	0.15
	均等割	7,400	8,000	600
	平等割	4,100	5,300	1,200
合 計	所得割	11.70	12.25	0.55
	均等割	39,800	41,700	1,900
	平等割	35,200	38,700	3,500

2. 賦課限度額

区 分	現 行	令和6年度	増 減
医 療 分	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	－
合 計	104万円	106万円	2万円

3. 軽減判定所得

区 分	現 行	令和6年度	増 減
5 割 軽 減	29万円	29.5万円	0.5万円
2 割 軽 減	53.5万円	54.5万円	1.0万円

お問い合わせ先

福祉課国民健康保険係 ☎47-4682
町民課賦課係 ☎47-4683